

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、自動車産業を中心としたものづくり産業の世界的な工業都市として発展してきた。一方で、県内一の市域面積を誇り、豊かな自然と様々な観光地、歴史文化などの地域資源を有しており、こうした地域資源を生かすことで、県内有数の農業地帯であるとともに、観光・交流産業により、国際都市としての成長も期待されている。

しかし、近年は、AI や IoT といった技術革新等により、本市の基幹産業である自動車産業は大変革期を迎えており、ものづくり産業において大きな潜在的なリスクを抱えている。また、商業、サービス業においては、近隣市町において、大型商業施設が相次いで開業する予定であり、市内消費の一層の流出が懸念されている。

また、本市の人口は、自動車産業の世界的拠点として発展し、この産業集積の恩恵を受け、日本全国からの就職期の若年層が本市に転入している。

しかしながら、総人口及び生産年齢人口は、全国と同様の傾向で、減少傾向にあり、また高齢化については、団塊世代が 2025 年に 75 歳以上の後期高齢者となり、さらには、団塊ジュニア世代が 2040 年には、65 歳以上の高齢者に到達するため、高齢者数が増加していくことが見込まれる。

本市では、こうした超高齢社会の進展や技術革新、社会経済のグローバル化といった大きな変化の中において、とりわけ、市内の中小企業においては、新たな事業展開の取組や人材確保等で課題が顕在化している。これを受け、本市の中小企業支援は、中小企業の総合支援施設として「ものづくり創造拠点 SENTAN」を平成 29 年 9 月に開設し、新たな事業展開への促進策や人材不足への対応策などを講じているところである。加えて、中小企業の新たな設備投資に係る固定資産税の特例が創設されたことに伴い、本市の支援策とともに、国の支援策と一体となって市内企業を強力に支援することで、中小企業の持続的発展を遂げるため、本計画を策定する。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 150 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

労働生産性については、目標伸び率は年平均 3 %以上とし、5 年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である 5 年後までの労働生産性向上の目標率は 15%

以上、計画期間が 3 年間の場合は 9 %以上の目標伸び率、4 年間の場合は 12%

以
上の目標伸び率とする。

2 先端設備等の種類

本市は、自動車産業を中心とした製造業を中心とした産業構造である。一方で、豊かな自然や様々な観光地、歴史文化など多様な地域資源を有しており、こうした地域資源を生かすことで、県内有数の農業地帯であるとともに、観光・交流産業を生かし国際都市としての成長も期待される。

こうした本市の可能性を踏まえると、多様な業種が本市の経済、雇用を支えるため、これら産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市は、自動車産業を中心とする世界有数のものづくり産業の集積地である一方、県下有数の農業生産額や森林面積を誇る自然豊かな都市でもある。また、市内には4つの高規格幹線道路が結節する充実した道路ネットワークや、大学、研究拠点なども市内周辺に集積している。こうした地域資源を存分に活用するため、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市には自動車産業で培われた技術や人材、産業集積など、世界に誇れる多くの強みや特徴がある。また、豊かな地域資源を生かし、多様な業種が本市で活発に活動しており、既存事業の生産性向上に加え、業種の垣根を越えて連携し、新たな事業展開に取り組む企業も出てきている。こうした本市の特徴等を踏まえ、本計画において対象とする業種は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、計画の認定した日から3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端

設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の公平性に配慮する。

先端設備等導入計画の認定前後に必要な限度において、本市は申請事業者に必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は事業所に立ち入り、帳簿書類その他の資産を検査し、若しくは関係者に質問できる。